皆さまへ

2020年度会員登録・ご案内

2020年3月

キャンサーサポート北海道

理事長　大島寿美子

日ごろ、キャンサーサポート北海道の活動にご協力、ご支援をいただき、ありがとうございます。おかげさまで、この1年も旧来に増して多彩な活動を展開することができました。

▼「がんの語り手養成講座」

札幌市の「がん経験者派遣体制構築事業」（2017-19年度）の最終年度として基礎編2回、応用編4回、発展編3回、計9回の講座を開催、延べ55人が受講しました。受講者総数は3カ年で延べ116人となり、当初目標とした「3カ年で100人」を達成しました。語り手が学校に出向くモデル授業にも協力し、本格的な展開へ助走の年となりました。

▼乳がんバッド「しずくパッド」の販売・発送

使いやすく体に優しいバッドとして利用者さんに引き続き好評を博しましたが、長く縫製作業に取り組んできてくれた創案者が高齢のため引退し、秋から注文受け付けを停止しました。新しい製作体制を模索しています。

▼サロン活動を展開

希少がんサロン「カンナの花」、ピアサポート理論に根差したがんサロン「サポートグループ・ぴあ」を定期的に開催し、当事者同士の交流と理解を深めました。

▼会員交流活動

毎月第三金曜日に札幌市市民活動サポートセンターで会員交流会（三金会）、ランチ会、勉強会（三金夜会）を行い、親睦を深める一方、がん経験について思索を深めました。（所期の目的を達成したため11月から休止）

これらの活動を力を合わせて進めることができたことをうれしく思います。社会に良いコミュニケーションを広げていけるよう、2020年度も活動を広げていきたいと思います。ぜひ今年も仲間として入会を継続してください。どうぞよろしくお願いいたします。

【会員登録の手順】

(1) 入会申請書で「新規」「継続」「退会」の別と必要事項を記入してください。2019年度から会員種別を「会員」と「賛助会員」とシンプルにしました。書き終わったら次のいずれかの方法で返送してください。
①返信用封筒で（申請書はコピーして手元保管。切手はご負担を）②申請書をスキャンして画像をメールに添付してmedia@cancersupport.jpへ③ファクス（011-351-5466）で。

 (2)より深く会の活動にかかわっていただくため「プロジェクトチーム、ワーキンググループ」への登録もお願いします。登録を希望される方は申請書の①欄に記入し、「誓約書」を添えて(1)と同様の方法で返送してください。

(3)年会費を会の指定口座（別記）に振り込んでください。期限は【申込書の記入日から1カ月以内】とします。振り込み確認をもって正式な登録受け付けとします。

(4)登録受け付け後、会員証を発送します。プロジェクトチーム、ワーキンググループに参加される方には後日、ポランティア活動保険証とともに送付します（保険発効日と差が生じます。詳しくは事務局まで）。

注　2018年度まで発行していた「スタンプカード」はプロジェクトチーム、ワーキンググループに参加される方にのみ発行することにしました。ご了承ください。

　説　　　　明

キャンサーサポート北海道は、非営利活動団体として会員の皆さんの創意と自主性で成立しています。そのエネルギーは会の活動の源泉であり団体としての成長発展にも大きくかかわってきます。「体調に合わせて」「楽しくできる範囲で」の気持ちで結構です。お気軽にご参加ください。

●

「会員」は会の活動の中核です。「賛助会員」は主に資金面から会を支えます。

「プロジェクトチーム」とはキャンサーサポート北海道が重点的に取り組む「事業」を担います。

「ワーキンググループ」とは、日々の活動に直結する作業をつかさどっています。
＜プロジェクトチーム＞

▼がんの語り手養成と派遣支援：受講生募集広報と申し込み受け付け、当日の会場設営・受付、派遣時の支援など

▼しずくパッド：パッドの縫製（在宅でも可能）、注文者への発送作業、在庫管理など（注・新体制に伴い変更する可能性があります）

▼ピアサポート：がんサロン参加者の名簿管理、会費集金、会場確保、ピアサポート研究会受講者募集の広報と申し込み受け付け、当日のお世話など

＜ワーキンググループ＞

▼企画：キャンサーサポート北海道の理念に沿った活動の企画とプロジェクト支援

▼広報・外部団体連携・渉外：活動の宣伝と外部からの問い合わせ対応、寄付金事務

▼会計・財務：月次処理と自己資金及び助成金・補助金の管理など

▼会員交流：会員の交流を促進する活動の企画と運営

問い合わせ：事務局（電話：070-5286-2731、メール：media@cancersupport.jp

要返送

入会・継続・退会申請書

記入日：2020年　　月　　日

□新規　□継続（必須：①と②。残りは変更時）　□退会

|  |  |
| --- | --- |
| ①会　員　種　別 | □会員（会費3,000円） □賛助会員（10,000円） |
| ②氏名（フリガナ） |  |
| ③生　年　月　日 | 西暦　　　　　年　　月　　日（　　　歳） |
| ④住　　　所　 | 〒（前年度登録分＝封筒表面参照＝と変更あった場合記入してください） |
| ⑤電　　　話 | （自宅・携帯） |
| ⑥メールアドレス |  |
| ⑦　立　場 | 1. 当事者（がん種：　　　　　　）　②家族　③友人　④医療者　⑤その他
 |

1. より深く会の活動にかかわっていただく「プロジェクトチーム（PG）、ワーキンググループ（WG）」の登録もお願いします（PTとWGの詳細は別紙参照）。登録を希望される方は下記にチェックマークを入れ「誓約書」（別紙）に署名して返送してください。

**<PG>** □がんの語り手養成と支援　□しずくバッド　□ピアサポート

**<WG>** □企画　□広報・外部連携・渉外　□会計・財務　□会員交流

1. 年会費を会の指定口座（下記）に振り込んでください。期限は**【申込書の記入日から1カ月以内】**とします。振り込み確認をもって正式な登録受け付けとします。

**北洋銀行　大谷地支店　普通口座　3656070　NPO法人キャンサーサポート北海道**（会員本人名義限定。振込手数料はご負担願います）

1. 登録受け付け後、会員証を発送します。プロジェクトチーム、ワーキンググループに参加される方には後日、ポランティア活動保険証を送付します。

事務局処理欄　（※個人情報保護法に基づくとともに当法人の個人情報保護方針（別紙）に従い個人情報を適正に管理、保護します）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付　日 | 月 日 | 入　金　日 | 月 日 | （現金・振込） | 個　人 | 月 日 |
| 会員証発送 | 月 日 | ボラ保険証 | 　月 日 |  | 支　援 | 　月 日 |

誓　約　書

特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道のボランティアとして活動の上は、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

記

１　次に掲げる情報（以下「秘密情報」という）について、貴法人の許可なく使用、貴法人あるいは貴法人外において、開示もしくは漏洩しません。

　①　ボランティア活動上知り得た利用者の情報や秘密事項

②　貴法人が秘密保持すべき対象として指定した情報

③　貴法人の人事上、財務上等に関する情報

２　活動で知り得た内容についての記録に秘密情報は記載しません。

３　利用者の氏名、通称を特定すること及び利用者情報等に関する内容について、ブログやウエブ掲示版への書き込みをしません。

４　貴法人のボランティア活動をやめた後も、秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩しません。

５　上記に違反して、貴法人の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、私には、これにより貴法人が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

　　　　　　　年　　月　　日

　特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道　理事長　大島寿美子殿

住所：

　署名：

特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道　会員・ボランティア規約

第一条（目的・名称）

特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道（以下キャンサーサポート北海道又は当法人）は、がん患者とその家族の支援とエンパワメント及びがん教育に関する事業を行うことにより、北海道におけるがん対策を推進し、がん患者を含む道民の健康増進及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする団体です。

第二条（定義）

キャンサーサポート北海道の事業及び各行事や活動に従事する各種会員、社員、理事を「会員」、活動に従事するボランティアを「ボランティア」と称します。

第三条（適用範囲）

本規約は、すべての会員及びボランティアに適用されます。

この規定は、会員及びボランティアの活動等について必要な事項を定めるものとします。

第四条（会員申込、ボランティア登録）

キャンサーサポート北海道の理念や趣旨に賛同し会員又はボランティアとして活動する方は、本規約に同意の上、所定の申込書又は登録票を提出するか、ウェブサイトの登録フォームから登録を行うこととします。キャンサーサポート北海道は、活動希望者の希望や適性を判断し、登録を承認するかどうか判断します。ボランティアを受け入れることが運営上適当でないと認められるときは、理由を付して受け入れを拒むことができます。ボランティアを受け入れる場合、守るべき内容について確認するために誓約書を提出するものとします。

第五条（会員資格の有効期限及び更新）

会員及びボランティアの登録年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。退会希望の申し出のない場合、自動的に継続します。会員は年会費を納入することで更新されます。毎年4月1日又は会費納入の案内通知日のうち遅い方の日付から1年以内に会費の納入がない場合は、会員資格喪失として退会となります。退会後に年会費が納入された場合は再登録となります。

第六条（会費及び特典）

会費及び特典の詳細については別途定めます。

第七条（会員及びボランティア資格の喪失）

会員及びボランティアが次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

（１）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（３）継続会員が4月1日又は会費納入の案内通知日のうち遅い方の日付から１年月以上会費の納入がなかったとき

（４）除名されたとき

第八条（会員及びボランティアの除名、資格の一時停止・抹消）

会員及びボランティアが以下に該当する行為を行ったと判断された場合、除名又は資格の一時停止や抹消をすることができます。

（１）当法人の名誉又は信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合

（２）会費を期日までに納入しなかった場合

（３）法令及び公序良俗に反する行為を行った場合

（４）反社会的勢力の関係者であること、ネットワークビジネスや宗教勧誘、営利活動、政治動員を目的としていることが判明し又はその疑いがあると判断された場合

（５）記載された内容が虚偽または事実と異なる場合

（６）会員又はボランティアとして適切ではないと判断された場合

（７）その他、本規約に違反した場合

第九条 (登録変更及び退会）

（１）会員及びボランティアは、登録時に記載した事項に変更が生じた場合又は退会を行う場合は、指定する変更届及び退会届を提出することにより、登録内容の変更及び退会をすることができます。

（２）年度の途中で会員種別を変更し、会費に不足分が生じたときは不足分を支払うこととします。

（３）支払い済みの年会費は返還しません。

（４）退会時に未納の会費がある場合には完納する義務を負います。

第十条（遵守事項）

会員及びボランティアは以下の事項を遵守し活動します。

（１）会員及びボランティアは、事業及び活動ごとに別途定める規定に従うとともに、求められた場合にはキャンサーサポート北海道に対し活動内容や進捗状況等を報告することとします。

（２）会員及びボランティアは、キャンサーサポート北海道の事業に関わる名称・呼称及び活動の中で知り得た当法人に関する情報について、許可なく使用又は開示できません。

（３）会員及びボランティアは、キャンサーサポート北海道の事業や活動に関わる知的財産や技術、活動により知り得た個人情報について、開示、漏洩、転用又は流用できません。

第十一条（紛争の調停）

（１）キャンサーサポート北海道は、会員及びボランティア同士、または会員及びボランティアと第三者との間の紛争・トラブルに一切関与しません。会員及びボランティアは、紛争やトラブルが生じた場合には自らの責任で解決するものとします。会員及びボランティアが他の会員及びボランティア又は第三者に対して損害等を与えることがあった場合、キャンサーサポート北海道は一切その責任を負いません。

（２）当法人の故意または重大な過失による場合を除き、キャンサーサポート北海道は会員及びボランティアに生じたいかなる損害についても責任を負いません。

第十二条（本規約の変更）

キャンサーサポート北海道は、必要に応じて本規約の変更を行うことができるものとします。なお、本規約の追加・変更の通知はウェブサイトへの掲載をもって行います。

第十二条（活動内容の変更・停止）

キャンサーサポート北海道は、天災、法令制定・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない場合、活動停止又は活動内容を変更することがあるものとします。

附則

この規約は2016年6月1日から施行します。

個人情報保護方針

1.基本方針

特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道（以下、当法人）は、使命達成と社会貢献のために実施する各種の事業、調査研究、普及啓発などで取り扱う個人情報については個人情報保護法、およびその他関係法令等を遵守し、適正に取得、利用、管理を行います。

2．個人情報の利用

当法人は、事業を実施するために、以下のような場合に個人情報を利用します。

・事業の案内、事業や会員の活動に関する情報提供のため

・事業に関わる調査研究のため

・事業や会員相互の支え合いを円滑に行うため

・支援や寄付、入会、会費納入に関する連絡を行うため

・相談や注文への対応および物品や文書を送付するため

・その他、当法人からの連絡する必要が生じた場合のため

3．個人情報の委託

当法人は、個人情報の全部または一部を第三者に委託する場合は、次のいずれかに該当する場合を除き第三者に提供しません。

・本人の同意がある場合

・事業活動を行うために法人が業務を委託する業者に対して開示する場合

・法令に基づき開示が必要である場合

4．個人情報の管理

当法人は、個人情報の紛失、改ざん、漏えいの防止、その他の個人情報の安全管理のために適正な予防対策と是正措置を講じます。

5．個人情報の開示および訂正

当法人は、本人または代理人から自己の個人情報についての開示、訂正、削除などの請求があった場合には、本人確認の上、法令に従い、合理的と判断される範囲で適切に対応します。手数料他の詳細についてはお問い合わせください。

6．個人情報保護方針の改定

当法人は、個人情報保護の管理運営体制を適宜見直し、改善に努めます。個人情報保護方針に変更が生じた場合には、当法人のウェブサイトに掲載してお知らせします。

7．個人情報保護に関するお問い合わせ

当法人の個人情報の取り扱いに関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

特定非営利活動法人キャンサーサポート北海道

札幌市厚別区大谷地西2-3-1北星学園大学大島研究室

TEL:070-5286-2731(10-16時、連絡はできる限りメールでお願いします。）

E-mail：info@cancersupport.jp